

名 称	大井中央地区地区計画	
位 置	足柄上郡大井町金子字市場下、字坊村向、字馬場向の各一部	
面 積	約 13.5 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は大井町の西部、J R 御殿場線相模金子駅と上大井駅のほぼ中間に位置し、地区東側は J R 御殿場線に接し、地区南側に町役場をはじめとした公共公益施設が集積している。</p> <p>本地区は、土地地区画整理事業により道路等の基盤整備及び公園を整備し、良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	低層の戸建住宅を主体とした建物の立地を誘導し、閑静な住宅地の形成を目指す。
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境の形成を図るため、建築物等の用途制限、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置、かき又はさくの構造の制限を行う。
	緑化の方針	緑豊かで快適な居住環境を形成するため、生垣等の植栽による宅地内緑化を促進する。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の	名称	A地区	B地区
		区分	面積	約12.6ha	約0.9ha
		建築物等の用途制限		<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅</li> <li>住宅で事務所又は店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3第1号及び第2号で定めるものを兼ねるもので、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下であるもの</li> <li>共同住宅又は寄宿舎</li> <li>病院又は診療所</li> <li>老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、保育所、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>集会施設（住民の自治活動の用に供するものに限る）</li> <li>防災備蓄倉庫</li> <li>公益上必要な建築物</li> <li>前各号の建築物に附属するもの</li> </ol>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅</li> <li>共同住宅又は寄宿舎</li> <li>店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以下のもの</li> <li>事務所その他これに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以下のもの</li> <li>病院又は診療所</li> <li>老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、保育所、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>集会施設（住民の自治活動の用に供するものに限る）</li> <li>公益上必要な建築物</li> <li>前各号の建築物に附属するもの</li> </ol>
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>130㎡とする。</p> <p>ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理法の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地のうち、所有権その他の権利に基づいてその全部を一つの敷地として使用する場合</li> <li>公益上必要な建築物の敷地として使用する場合</li> </ol>		
建築物等の高さの最高限度	12m				

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>計画図に示す範囲において、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、0.8m以上とする。</p> <p>ただし、次の各号に該当する建築物又は建築物の部分は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該地区計画の都市計画決定時点において、現に存する建築物</li> <li>2. 公益上必要な建築物</li> </ol>
		かき又はさくの構造の制限	<p>かき又はさくの構造は、生垣又は透視可能な高さ1.5m以下のフェンス等とする。</p> <p>ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. フェンス等の基礎で敷地地盤面からの高さが0.6m以下のもの</li> <li>2. 門柱その他これらに類するもの</li> <li>3. 公園内のもの</li> <li>4. ごみ集積所に設けられるもの</li> </ol>

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」